

事業主、
労務担当者様

ぜひ

秘密
厳守

相談・
専門家派遣
無料

専門家に相談 ください!

(社会保険労務士等)

☑ 取組みはお済みですか？

- 同一労働同一賃金
- 残業60時間超の賃金引き上げ
- 育児・介護休業法改正
- パワーハラスメント防止措置
- 時間外労働の上限規制
- 年5日の年次有給休暇の確実な取得



ご都合に合わせた
相談方法が選べる!

「福岡働き方改革推進支援センター」では、働き方改革関連法の内容にとどまらず、令和3年6月に改正された育児・介護休業法、男性の育児休業取得促進、仕事と育児や介護の両立支援、不妊治療と仕事との両立、職場におけるハラスメント防止措置、良質なテレワーク、多様な正社員制度、兼業・副業など多様な働き方の実現に向け、働き方改革を進める魅力ある企業に人材が集まるように支援を行います。

相談方法

- ① 訪問コンサルティング
- ② オンラインコンサルティング
- ③ 電話・メール・来所

オンラインでの
ご相談にも対応可能



福岡働き方改革推進支援センター

TEL 0800-888-1699

受付時間 平日9:00~17:00

住所 〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1丁目7-14 ボイス博多305

MAIL hk40@mb.langate.co.jp FAX 092-433-1277

X @40_hatarakikata

URL <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/fukuoka/>

相談・セミナー情報詳細は、
ホームページをご覧ください。

働き方改革 福岡

検索



連携

中小企業庁 福岡県よろず支援拠点
厚生労働省 福岡働き方改革推進支援センター

相談料
無料

売上拡大・賃上げ相談 ワンストップサービス福岡

賃上げはその原資となる**売上拡大**と、**労使間調整**の両面からなり、それぞれの専門家にて構成されている「福岡県よろず支援拠点」「福岡働き方改革推進支援センター」が連携し、福岡県内の中小企業・小規模事業者の方を対象に**ワンストップ**でご相談へ対応いたします。



日時

第2・第4 木曜日

事前予約制

9:30 ~ 10:45 ~ 13:00 ~ 14:15 ~ 15:30 ~

相談時間は1時間です。

場所

福岡県中小企業振興センタービル10階

(福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県よろず支援拠点相談室)

福岡県よろず支援拠点

売上拡大

賃上げ

福岡働き方改革
推進支援センター

労使間調整

お申し込み

福岡県よろず支援拠点

TEL **092-622-1061**

(平日9時~16時)

ご予約の際は

「希望日時」「企業名」
「氏名」「電話番号」「業種」
「相談内容」をお知らせ下さい。

福岡県よろず支援拠点について

『よろず支援拠点』は平成26年に中小企業・小規模事業者の方を対象として、国（中小企業庁）が全国47都道府県に設置した**無料の経営相談窓口**です。福岡県では福岡県中小企業振興センターに『福岡県よろず支援拠点』が設置されており、令和6年2月末現在、**55名のコンサルタント（うち18名は女性）**が、個別相談や少人数セミナーを行っています。

所在地：福岡市博多区吉塚本町9-15
福岡県中小企業振興センタービル6階

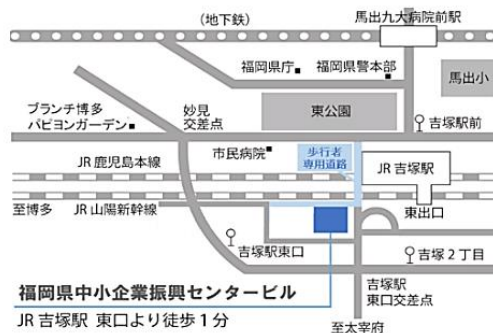
TEL：092-622-1061

（受付時間 / 平日 9:00～16:00）

<https://yoro-zu-fukuoka.go.jp/>

福岡県よろず

検索



福岡働き方改革推進支援センターについて

『働き方改革推進支援センター』は、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、全国47都道府県に設置されています。センターでは、**労務管理の専門家が無料で**、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。

所在地：福岡市博多区博多駅南1-7-14
ボイス博多305

TEL：0800-888-1699

（受付時間 / 平日 9:00～17:00）

<https://hatarakikatataikaku.mhlw.go.jp/counseling/fukuoka/>

